

01 子どもたちを経済的にサポート

子ども

就学援助費と就学奨励費

▶**就学援助費** 経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、学用品・修学旅行・給食などの費用を支給

※支給は世帯の収入状況などにより決定します。町教育委員会学校教育課、または各地区の民生委員へ相談してください。

▶**就学奨励費** 小・中学校の特別支援学級の児童・生徒に、学用品・修学旅行・給食などの費用（就学援助費の2分の1）を支給

※支給には条件がありますので、年度初めに在学している学校へご相談のうえ、申請してください。

▶**問合せ先** 町教育委員会学校教育課 ■ 47-5041



災害遺児手当

交通災害や労働災害で、親などを失ってしまった児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

▶**対象** (①か②に該当する人)

①交通・労働災害で父や母などを失った児童

②交通・労働災害で父や母などが障害の状態となった児童

▶**支給金額** 月3,000円（遺児一人につき）

▶**申請方法** 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑などをそろえて役場福祉課で直接申請する

▶**申請・問合せ先** 役場福祉課 ■ 47-5023

02 皆さんの健康維持をサポート

健康



ますます元気教室（参加費は無料）

最近体力が落ちた、口の中が気になる、栄養面が心配という人を対象に健康づくりと介護予防の教室を開催します。

▶**期日** 5月2日(木)から9月未までの各月2回（10回コース）

▶**時間** 午前10時～11時30分

▶**会場** 保健センター（運動指導室）

▶**対象** 介護認定を受けていない運動に支障のない65歳以上の人

▶**定員** 30人（先着順）

▶**申込方法** 電話で申し込む

▶**申込・問合せ先**
保健センター ■ 88-5533

人間ドック費用の助成

▶**対象** (①～④すべてに該当する人)

①邑楽町に住民票がある人

②国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入している

③国民健康保険税、または後期高齢者医療保険料に滞納がない

④年度内に町の健診（特定健診）を受けていない

▶**助成費用**

日帰り人間ドック 1万5,000円

一泊人間ドック 2万円

▶**検診期間**

4月1日～平成26年3月31日

▶**申請方法** 検診結果報告書、人間ドック検診費の領収書、保険証、印鑑、預金通帳（ゆうちょ銀行以外）を持参のうえ、役場保険年金課へ直接申請する

※申請できるのは検診日から1年以内。

▶**申請・問合せ先**
役場保険年金課 ■ 47-5020

生活習慣病健診

勤務先で健診を受ける機会のない人を対象に生活習慣病健診を実施します。昨年、受診した人には健診受診票を交付します。新たに希望する人は、保健センターへお申し込みください。

▶**期日** 4月15日(月)、22日(月)

▶**受付時間** 午前8時30分～11時30分

▶**会場** 保健センター

▶**対象** 30～39歳で、勤務先で健診を受ける機会のない人

※平成26年3月31日現在の年齢です。

▶**内容** 計測、血圧、検尿、血液検査（肝機能・貧血・血糖・脂質の検査）、診察

▶**健診費用** 500円

▶**問合せ先** 保健センター

■ 88-5533



子どもやお年寄りが明るく過ごせる、まちがいい。

↑ビュンビュンごまで遊びの交流をする子どもとお年寄り（つむぎの里「よっていがっせ」主催のみんなで歌うコーラスの集いより）

Closeup クローズアップ

ひとりでも多くの皆さんに知ってほしい、援助や補助制度を伝える

まちのサポート紹介します

まちの福祉制度から子どもの予防接種、災害対策のサポートまで全9項目を一挙にご紹介。それぞれのご家庭の事情や生活に合わせた「まちのサポート制度」を、ぜひご利用ください。

今回のクローズアップでは、まちのサポート制度についてお届けします。「こんなとき、どんな制度を利用する」、「この場合、補助制度の対象にならないの」といった声に少しでもお答えするために取り上げました。ほしい情報がすぐ分かるように9つの項目別に掲載しています。

子どもたちを経済的に援助する制度や、町民の皆さんの健康維持に役立つ制度。BCGをはじめとした子どもの予防接種の情報。法律の改正が行われた障害福祉サービスの最新情報も、漏れなく掲載してあります。

また、災害などに備えるための緊急速報メール配信サービスや、木造住宅の耐震化の補助制度など災害対策の一助となる制度もご紹介しています。放射能の無料検査や住宅リフォーム補助金制度なども、昨年から行っている生活に直結したサポート制度です。

町の制度は、町民の皆さんに知ってもらわなければ意味がありません。知っていればこそ、困ったときや必要などきの利用につながるのです。たとえ今すぐ利用しなくても、広報誌を通じて「まずは知ること」を実践してみたいかがでしょうか。

03 子どもの予防接種をサポート

制度が変わった予防接種もあります。保護者の皆さんは、ぜひご確認ください。

予防接種

BCG 予防接種

予防接種法の一部改正で BCG の定期予防接種の対象者と、望ましい接種時期が変更されました。実施日については個別にお知らせします。

- ▶対象者 生後 12 か月になるまでの乳児
- ▶望ましい接種時期 生後 5 か月から 8 か月
- ▶実施場所 保健センター
- ▶接種費用 無料
- ▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533



ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の 3 ワクチンが定期予防接種になりました

平成 25 年 3 月末まで、接種希望者のみ費用の助成が行われていた、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の 3 ワクチンの予防接種が、4 月 1 日から定期予防接種となりました。予診票の様式が変更になりますので、接種を希望する人は事前に保健センターまでお問い合わせください。



▶対象者

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

▷生後 2 か月～5 歳になるまでの乳幼児

子宮頸がん予防ワクチン

▷中学 1 年生～高校 1 年生にあたる年齢の女子

▶予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▶接種費用 無料

▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533



麻しん風しん混合予防接種

麻しんは感染力が強く、感染すると重症化する病気です。早めの接種をお願いします。

▶対象者

1 期▷満 1 歳～2 歳になるまでの幼児

2 期▷来年小学校入学の幼児

平成 19 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日生まれ
※平成 20 年から 5 年間実施していた、3 期（中学 1 年生の年齢）と 4 期（高校 3 年生の年齢）の定期予防接種は、平成 24 年度で終了しました。

▶接種期間

1 期▷満 1 歳～2 歳になるまで

2 期▷4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

▶予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▶接種費用 無料

▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533

二種混合予防接種

二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）は、乳幼児期の三種混合ワクチンの 2 期として、小学 6 年生に接種します。ジフテリア・破傷風の予防のため、早めに接種をするようお願いします。

▶対象者

平成 13 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日生まれ

▶接種期間

4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

▶予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▶接種費用 無料

▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533



日本脳炎予防接種（接種が再開されました）

平成 17 年 5 月 30 日～平成 22 年 3 月 31 日の間、接種を見合わせていた日本脳炎の予防接種が、再開されました。上記期間中に接種をしていない人を対象に予防接種をする機会が設けられました。希望する人は、保健センターまでお問い合わせください。

▶対象者

平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれで、日本脳炎予防接種 1 期 3 回と 2 期 1 回が済んでいない人

▶予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▶接種費用 無料

▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533



子どもの定期予防接種 ▶問合せ先 保健センター ☎ 88-5533

- ・**生ワクチン**⇒生きた細菌やウイルスの毒性を弱めてつくったもの。接種することで、その病気にかかった場合と同じように免疫ができます。
- ・**不活化ワクチン**⇒細菌やウイルスを殺し、免疫をつくるのに必要な成分をとり出し、毒性をなくしてつくったもの。数回の接種が必要。

ワクチン	予防接種名	望ましい接種時期	接種回数	対象年齢	接種場所		
生	BCG	生後 5～8 か月	1 回	生後 12 か月になるまで	保健センター（集団接種）		
不活化	ヒブ ※注意 1	初回 3 回	生後 2～7 か月	4～8 週間隔で 3 回	生後 2 か月～5 歳になるまで	医療機関（個別接種）	
		追加	初回 3 回終了後、7 か月～13 か月	初回 3 回終了後、7～13 か月後に 1 回			
不活化	小児用肺炎球菌 ※注意 1	初回 3 回	生後 2～7 か月	4 週間以上間隔を置いて 3 回	生後 2 か月～5 歳になるまで	医療機関（個別接種）	
		追加	1 歳～1 歳 3 か月	初回 3 回終了後、60 日以上間隔を置いて 1 回			
不活化	四種混合 ※注意 2 百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ	初回 3 回	生後 3 か月～1 歳	3～8 週間隔で 3 回	生後 3 か月～7 歳 6 か月になるまで	医療機関（個別接種）	
		追加	初回 3 回終了後、1 年～1 年半	初回 3 回終了後、6 か月以上間隔を置いて 1 回			
不活化	三種混合 ※注意 2 百日せき・ジフテリア・破傷風	初回 3 回	生後 3 か月～1 歳	3～8 週間隔で 3 回	生後 3 か月～7 歳 6 か月になるまで	医療機関（個別接種）	
		追加	初回 3 回終了後、1 年～1 年半	初回 3 回終了後、6 か月以上間隔を置いて 1 回			
不活化	ポリオ ※注意 2	初回 3 回	生後 3 か月～1 歳	3 週以上間隔を置いて 3 回	生後 3 か月～7 歳 6 か月になるまで	医療機関（個別接種）	
		追加	初回 3 回終了後、1 年～1 年半	初回 3 回終了後、6 か月以上間隔を置いて 1 回			
不活化	二種混合 ジフテリア・破傷風 ※四種混合または三種混合の第 2 期として扱う	小学 6 年生	1 回	11 歳以上 13 歳未満	医療機関（個別接種）		
生	麻しん風しん混合	第 1 期	1 歳になったらすぐに	1 回	満 1 歳～2 歳になるまで	医療機関（個別接種）	
		第 2 期	年長児になったらすぐに（小学校就学前の 1 年間）	1 回	小学校就学前の 4 月 1 日～3 月 31 日まで		
不活化	日本脳炎	第 1 期	初回 2 回	3 歳を過ぎたら	1～4 週間隔で 2 回	生後 6 か月～7 歳 6 か月になるまで ※注意 3	医療機関（個別接種）
		追加	4 歳～5 歳	初回 2 回終了後、おおむね 1 年後に 1 回			
第 2 期	9 歳～10 歳	1 回	9 歳以上 13 歳未満				
不活化	子宮頸がん予防接種	中学 1 年生	初回接種、初回接種から 1 か月または 2 か月後（ワクチンにより異なります）、初回接種から 6 か月後の計 3 回	小学 6 年生～高校 1 年生にあたる年齢の女子 ※注意 4	医療機関（個別接種）		

※注意 1 ヒブ・小児用肺炎球菌は、接種開始月齢により接種回数が異なります。

※注意 2 原則として四種混合は平成 24 年 8 月以降生まれ、三種混合とポリオは平成 24 年 7 月以前生まれの人が対象。ワクチンの流通状況によっては変更になることがあります。また、生ポリオワクチンを 2 回接種済みの人は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※注意 3 日本脳炎は生後 6 か月から接種可能。3 歳未満で接種する場合は必ず事前に保健センターへご連絡ください。

※注意 4 子宮頸がん予防ワクチンは小学 6 年生から接種可能。小学 6 年生で接種する場合は、必ず事前に保健センターへご連絡ください。

⇒日本脳炎（第 2 期）、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンは、該当年齢時にお知らせします。

何か分からないことがあったら、保健センターへご連絡ください。



保健センター 大澤静香 保健師

04 高齢の人や障害のある人、病気の人をサポート



まちにある福祉サービスをご紹介します。4月1日から障害福祉サービスも変わります。



介護車両の購入費補助をしています
 在宅の重度身体障害児(者)や寝たきりの高齢の人を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造にかかる費用の一部を補助しています。
▶対象者 (次の①か②に該当する人やその家族)
 ①下肢、体幹障害の1・2級
 ②おおむね65歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人
▶補助対象
 介護車両を購入する場合は車いす仕様部分の価格、所有している車両を車いす仕様に改造する費用
▶補助額 経費の3分の2 (上限100万円)
▶申請方法 役場福祉課に直接申請する
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024



出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢の皆さんに、快適な生活を送ってもらうため、出張理・美容サービスを行っています。

▶対象者 (次の①～④のどれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

- ①おおむね65歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③重度障害者
- ④要介護認定4以上の認定者(1年以上)

▶内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給
 ※差額は自己負担。サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が実施。

▶申請方法 役場福祉課に直接申請する
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024



寝たきりの高齢の人に紙おむつを支給しています

在宅で生活している寝たきりの高齢の皆さんに、紙おむつなどの支給をしています。

▶対象 (次の①か②に該当する人やその家族)

- ①町内に住所がある65歳以上の寝たきり高齢者などで、要介護認定4以上の認定を受けた人
- ②身体障害者1級・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

▶支給内容 紙おむつを1人につき月2袋、または1袋と尿取りパット2袋のセットで支給

▶申請方法 役場福祉課に直接申請する
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024



高齢の人などへお弁当を配達しています

高齢の皆さんに安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事(お弁当)を配達しています。

▶対象 (次の①～③のどれかに該当する人)

- ①おおむね65歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③重度障害者で調理が困難な人

▶配食日 月～土曜日のうち、希望曜日に夕食を提供
▶費用 1食400円
▶申請・問合せ先 町地域包括支援センター ☎ 80-9300
 役場保険年金課 ☎ 47-5021



ひとり暮らしで高齢の人や、高齢者世帯、障害などを抱えて食事の準備ができない人たちへ、お弁当を配達しています。

緊急通報装置の無料貸出をしています

ひとり暮らしの高齢の人などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出しています。これは、消防署と電話回線で直通にすることによって、急病や災害などの緊急事態の際に迅速で正確な救護体制を図ろうとするものです。

▶対象 (次の①～④のどれかに該当する人)

- ①おおむね65歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③昼間高齢者世帯
- ④身体障害者のみの世帯で健康状態や身体状況、または日常生活動作に支障のある人

▶申請方法
 役場福祉課、または各地区の民生委員に申請する
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024
 各地区の民生委員

通院のための交通費を支給します

じん臓機能障害などの人に通院時の交通費を支給します。
▶内容 人工透析療法などの医療を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助
▶対象者 (申請者の平成25年度分の町民税額が非課税で、次の①か②のどちらかに該当する人)
 ①じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている
 ②小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法を受けている
▶支給額 通院距離により月2,600円～5,200円
▶申請方法 申請書に必要事項を書いて申請する
 ※申請書は役場福祉課にあります。
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024

難聴児補聴器購入費用の一部を支給します

身体障害者手帳対象外の軽度・中度難聴児の発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を支給します。
▶対象者 (①～③すべてに該当し、邑楽町に住所のある18歳未満の人)
 ①両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳(補装具)の交付対象とならない人
 ②補聴器の装用が必要であると専門医の診断を受けている人
 ③世帯内に町民税(所得割額)が46万円以上の人がない人
▶補助金額 決められた基準額の範囲内で購入費の3分の2 ※1,000円未満は切り捨てになります。
▶申請方法 専門医の意見書や見積書などを添えて役場福祉課で直接申請する(購入前の申請が必要)
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024



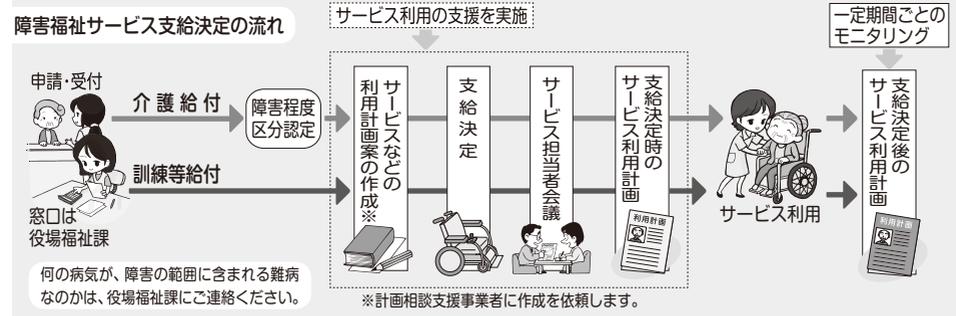
新しい障害福祉サービスが始まります

4月1日から、「障害者自立支援法」が改正され「障害者総合支援法」となります。今回の改正で、障害者の範囲に難病患者などの人たちが含まれることになりました。これにより、今まで障害福祉サービスが受けられなかった人にも、サービスを受ける機会が広がりました。
▶対象者 (次の①か②に該当する人)
 ①治療法が確立していない原因不明の病気(難治性疾患克服研究の対象疾患・130の病気)の人

②関節リウマチの患者
▶受けられる福祉サービス
 ①障害福祉サービス▷【例】自宅で入浴・排せつ・食事の介護など
 ②補装具費の支給▷【例】車いすなどの補装具費用の支給など
 ③相談支援事業▷【例】障害福祉サービス事業者との連絡調整など
 ④地域生活支援事業▷【例】日常生活用具の支給など
▶手続方法 対象の難病にかかっていることが分かる証明書(医師の診断書や保健福祉事務所発行の特定疾患医療受給者証)を持参のうえ、役場福祉課に直接申請する
 ※申請後に「障害程度区分」の調査などを行います。

「障害程度区分」…障害者の心身の状態を明らかにし、障害福祉サービスの必要性を総合的に示す6段階の区分(区分は1～6・区分6の方が支援必要度が高い)。支援の必要度に合わせ、適切なサービス利用ができるよう導入されました。

※身体障害者手帳を持っている人は、証明書を改めて持参する必要はありません。
▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎ 47-5024



08 生活の安全をサポート (放射線物質の無料検査) 生活安全



- ▶**対象者** 町内に住民票がある人
▶**検査できるもの** (自家消費を目的に町内で栽培、採取または捕獲した次の①～③のどれかに該当するもの)
①野菜・果樹・穀物など
②魚介類や鳥獣類
③自己の所有する井戸の水や湧き水

- ※状態により検査できない場合があります。
▶**検査できないもの** 町外で取れた農作物や土壌、販売を目的とするもの、スーパーなどで購入したもの、他人からもらった食品、水道水
▶**検査に必要な物** (①～④すべて必要)
①邑楽町食品等放射線物質検査申請書 ※申請書は役場産業振興課、もしくは町ホームページから入手してください。
②印鑑
③検査したい試料 (対象物)
④身分証明書 (運転免許証、健康保険証など)
▶**【対象物の持込方法・1kgの試料を準備】**
①農作物▷水できれいに洗い、皮や根

- を取り除く、肉や魚▷頭、ヒレ、大きな骨などを取り除く
②5ミリくちほどにみじんぎりにし、透明の袋に入れて、容器に入れる
水▷ペットボトルに1リットル入れる
▶**【検査結果のお知らせ】**
検査終了後 (約1時間程度)、その日にお知らせします。当日にお越しただけけない場合は、お知らせできません。
▶**申請方法 (要予約)** 検査希望日の前日までに、直接または電話で申し込む
▶**受付時間**
午前8時30分～午後5時 (平日)
▶**申請・問合先**
役場産業振興課 ☎ 47-5026

09 住宅のリフォームをサポート 生活応援



- ▶**対象者** (①～③すべてに該当する人)
①町内に住民票がある人
②町税など滞納がない人
③町のほかの制度を利用して住宅の改造、補修の助成金を受けていないこと

- ▶**補助対象住宅**
自らが町内に所有し、かつ居住する住宅 (住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分)
▶**補助対象リフォーム** (①～③すべてに該当するリフォーム)
①町内の施工業者による住宅リフォーム
②工事費 (消費税除く) が20万円以上
③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築などのリフォーム
▶**【対象となる工事】** 住宅の増改築、内装、外装工事、建具工事 (戸・障子・ふすま)、畳の張替え、ガラス工事 (アルミサッシ・戸)、水周り工事 (台所・トイレ・風呂) など
▶**【対象とならない工事】** 住宅本体以外の工事 (物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備 (家電製品・家具・備品) など
▶**補助金額** 工事費 (消費税別) の5% 最高限度額10万円
▶**申請・問合先** 役場産業振興課 ☎ 47-5026

注意!! 申請前の工事は対象になりません



地域活性化につながる制度なので、ぜひ利用してください

邑楽町住宅リフォーム補助金制度は、町内の業者を利用してリフォーム工事をする、最高10万円まで補助金がもらえる制度です。この制度の趣旨は、町民の皆さんの消費を促し、町内建設関連業の振興を図ることにあります。利用に当たっては、①必ず着工前に申請

してもらうこと、②申請者と所有者が一致していること、③町のほかの制度を利用して、住宅の改造・補修の補助金を受けていないこと、を、特に注意してください。昨年度は、32件の利用がありました。より多くの人に利用してもらうため、今後もPR活動を欠かさないようにしたいですね。

住宅リフォーム補助金制度担当
役場産業振興課
中村明正 主任
Akimasa Nakamura

05 木造住宅の耐震化をサポート 災害対策

- 木造住宅耐震診断**
旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。費用は診断者への交通費1,000円です。
▶**申請期間** 4月22日(月)～11月29日(金)
▶**対象となる建物** (①～③すべてに該当する建物)
①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅 または併用住宅 (居住部分の床面積が1/2以上の住宅)
②平屋建てまたは2階建て
③在来軸組工法で建築したもの
▶**申請できる人** (①と②に該当する人)
①対象住宅の所有者で居住者

- ②税金の滞納がない人
▶**申請方法** 役場都市建設課に直接申し込む
▶**必要書類** 建築確認申請書 (建築確認済証)、認印
●**木造住宅耐震改修補助事業 (精密診断・耐震改修工事)**
木造住宅耐震診断を受けた住宅が対象になります。
▶**精密耐震診断の補助金** 費用の1/2の額 (上限13万円)
▶**耐震改修工事の補助金** 費用の1/2の額 (上限80万円)
※申請方法や必要書類については、事前に役場都市建設課に必ず確認のうえ、手続を進めてください。
▶**申請・問合先**
役場都市建設課 ☎ 47-5029



06 緊急情報の配信をサポート 災害対策



特別な通信回線なので、緊急時に回線の混雑を受けません
NTTドコモでは、エリアメールサービスと呼ばれています

- 現在、災害・避難情報を、NTTドコモの緊急速報メール対応携帯電話に一斉配信していますが、4月からauとソフトバンクの緊急速報メール対応携帯電話にも配信します。
▶**使用料** 無料
▶**手続方法** メールアドレスなどの登録は不要
▶**問合先** 役場企画課 ☎ 47-5008
▶**NTTドコモホームページ**
<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/aremail/index.html>
▶**auホームページ**
http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu_sokuho/
▶**ソフトバンクホームページ**
http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/

07 おうらお知らせメールでサポート 情報配信

- おうらお知らせメールは、町や近隣市町のイベント情報や、緊急情報、防災情報、不審者情報などをあらかじめ登録した携帯電話やパソコンに配信します。利用料金は無料 (メール受信などの通信費はかかります) です。
▶**使用料** 無料
▶**手続方法** 携帯電話▷<http://www.town.ora.gunma.jp/k/> から町携帯用ホームページにアクセス
※トップページ▷『「おうらお知らせメール」登録ページのメニューから登録してください。』

- パソコン▷<http://www.town.ora.gunma.jp/> から町ホームページにアクセス
※町ホームページのトップページ右側「おうらお知らせメール申し込み」のメニューから登録してください。
▶**問合先** 役場企画課 ☎ 47-5008



メールアドレスと、名前(任意)をそれぞれ入力して、「入会を申し込む」ボタンを押せば、登録手続が完了